様式第1号(第11条関係)

1 共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

平成	2	4年	月	日
----	---	----	---	---

特定建設工事共同企業体

(宛先)志摩市長 大口 秀和

今般、連帯責任によって平成 24 (23 年度繰越)・25 年度 教ス食第1号 志摩市学校給食センター改築工事(建築工事)の施工を行うため、下記のとおり特定建設工事共同企業体を結成したので、指定の書類を添えて入札参加を申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

2	共同企業体の構	成		
	代表者	住所又は所在地	:	
		商号又は名称	:	
		代表者職名	:	印
	構成員	住所又は所在地	:	
		商号又は名称	:	
		代表者職名	:	印

3. 構成員の建設業許可の状況

商号又は名称	許可番号	,	許可年月日	許可業種
	大臣許可 知事許可 特・般(第) 号		
共同企業体の事務所所在地	郵便番号(電話番号())

特定建設工事共同企業体協定書

-	_		٠.
•	Н	U.	ı١
	Н	п١	ш

	(ロロ)											
第	1条	当共	同企業体	は、次の	事業を	共同連	帯して	営むこ	とを目的	的とする	0	
	(1)	ま摩す	発注に係	系る平成 2	24 (23	年度繰	越)・2	25 年度	教ス値	第1号	志摩	市学
	校給	食セ	ンター改	(築工事)	(建築]	事)(当該工	事内容の	の変更に	伴う工	事を含	む。
	以下	「建	築工事 」	という。)の請負	負に関す	すること	と。				
	(2)	前号に	付帯する	事業に関	関するこ	こと。						
	(名称)											
第	2条	当共	同企業体	は、(<u></u> 特定建	設工事共	·同企業	体(以]	に見
	企業体	ح ری	いう。)と	ニ称する。								
	(事務戶	折の月	斤在地)									
第	3条	当企	業体は、	事務所を	<u> </u>			<u>)</u> に置	<.			
	(成立の	の時期	月及び解散	女の時期)								
第	4条	当企	業体は、	平成	_年	月	日に成	対し、	建設工事	の請負	契約の	履行
	後3月	を経	過するま	での間に	は、解散	するこ	とがて	ごきない	0			
2	建設	工事	を請け負 [.]	うことが	できな	かった	ときは	、当企	業体は、	前項の	規定に	かか
	わらず	、当	該建設工	事に係る	請負契	約が綺	結され	た日に	解散する	るものと	する。	
	(構成員	員の信	主所及び名	3称)								
第	5条	当企	業体の構	成員は、	次のと	おりと	:する。					
	住所又	は所	在地 ()	商号又	は名称	()	_
	住所又	は所	在地 ()	商号又	は名称	()	_
	(代表	者の	名称)									
第	6条	当企	業体は、	商号又は	は名称()	を代表	者とする	0	
	(代表都	者の権	重限)									
第	7条	当企	業体の代	表者は、	建築工	事の施	工に関	り、当か	企業体を	代表し	てその	権限
	を行う	こと	を名義上	:明らかに	した上	で、入	、札及ひ	見積書	の提出、	発注者	、監督	官庁
	等と折	f衝す	る権限並	びに請負	負代金(前	前払金加	及び部分	分払金を	き含む。)の請求、	、受領	及び
	当企業	≰体に	属する財	産を管理	里する権	限を有	するも	このとす	る。			
	(構成員	員の出	出資の割合	à)								
第	8条	当企	*業体の構	成員の出	当資の害	自合は、	次のと	おりと	する。カ	こだし、	当該建	築工
	事につ	いて	発注者と	契約内容	の変更	増減が	があって	も、構	成員のと	出資の割	合は、	変わ
	らない	もの	とする。									
	代表	者	商号又は	:名称()	出資比	率		%	
	構成	員	商号又は	:名称()	出資比	率		%	

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して 評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、機構及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

- 第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行、下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。 (取引金融機関)
- 第 11 条 当企業体の取引金融機関は、_______銀行______支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口貯金口座によって取引を行うものとする。 (決算)
- 第 12 条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算を行うものとする。 (利益金の配当の割合)
- 第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が 欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

- 第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。 (工事途中における構成員の脱退に対する措置)
- 第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完了する日までは、脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の 割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有し ている出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は、行わない。

(構成員の除名)

- 第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項 までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を 果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び 発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるも のとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、 各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において協議のうえ 定めるものとする。

商号又は名称(<u>)</u> 及び <u>商</u>	号又は名称(<u></u> 」は、	上記
のとおり <u>(</u>	<u>)</u> 特定建設工事共	司企業体を結成	戈したので	、その証拠	」とし
てこの協定書通	を作成し、各通に構成員が	記名捺印し、	各自所持す	⁻ るものと ⁻	する。
		平成	≢ 月	日	
代表者	<u>商号又は名称(</u> 代表者職氏名()	<u>ED</u>		
構成員	商号又は名称(代表者職氏名()	FΠ		

/—			ᄉᄄᄼ	
使	用	EΠ	盤	届
- או	$\boldsymbol{\pi}$	ᄓ	业而	/Ш

社 印

代表者印

使 用 印

上記の印鑑は、見積り、入札への参加、代金の請求及び受領、その他契約履行のために使用したいからお届けします。

平成 年 月 日

共	司	企	丵	休	$\boldsymbol{\sigma}$	夕	紑
		16	=	1/1/	~,	$\overline{}$	47/11

特定建設工事共同企業体
付化连议工争六门止未件

共同企業体代表者

住所又は所在地:_____

商号又は名称 : _____

様式第 5号(第 11 条関係)

委 任 状

平成24年 月 日

(宛先)志摩市長 大口 秀和

委任者(共同企業体の代表者以外の構成員) 住所又は所在地 商号又は名称 代表者職氏名

私は、志摩市が発注する平成 24(23 年度繰越)・25 年度 教ス食第1号 志摩市学 校給食センター改築工事(建築工事)において、<u>商号又は名称(</u>) を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 特定建設工事共同企業体結成に関する一切の権限
- 1 見積り、入札に関する一切の権限
- 1 前項に関し復代理人選任の権限
- 1 工事請負契約の締結及び履行に関する一切の権限
- 1 工事請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求及び受領に関する一切の 権限
- 1 その他上記に付随する一切の権限

受任者(共同企業体の代表者) 住所又は所在地 商号又は名称 代表者職氏名

印